

令和2年 愛知県業種別最低工賃一覧（廃止入）

【愛知県車両電気配線装置製造業最低工賃】

（効力発生日 平成30年3月25日）

* 業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、1本につき金額欄に掲げる金額

業 務	内 容	規 格	金 額
カブラー差し	電線の末端に取り付けられた端子をカブラーに差し込むことをいう。	20 cm以下の電線について行うもの	40 銭
		20 cmを超え50 cm以下の電線について行うもの	49 銭
		50 cmを超え2 m以下の電線について行うもの	58 銭
		2 mを超える電線について行うもの	66 銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15 cm以下のチューブについて行うもの	30 銭
		15 cmを超え50 cm以下のチューブについて行うもの	59 銭
		50 cmを超え1 m以下のチューブについて行うもの	71 銭
防水栓通し	カブラーにはめ込む前に防水栓に電線を通すことをいう。（手工具を使用せずに行うものに限る。）		48 銭

【愛知県がん具花火製造業の最低工賃】（平成31年3月6日限り廃止）（効力発生日 平成12年10月28日）

* 業務欄及び規格欄の区分に応じ「金額」欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
柄付きの筒物の外巻き仕上げ	全長が40 cm以上のもの (ただし、薬筒の長さが10 cm以上のものに限る。)	1本につき 1円10 銭
噴出の箱入れ	箱の大きさが縦3.5 cm、横3.5 cmであって、かつ、高さが5.5 cm以上6.5 cm以下のもの	1箱につき 68 銭
2種類以上のセットの袋入れ	袋の大きさが縦20 cm以上30 cm未満であって、かつ、横が10 cm以上20 cm未満のもの	1袋につき 4円45 銭
	袋の大きさが縦20 cm以上30 cm未満であって、かつ、横が20 cm以上30 cm未満のもの	1袋につき 6円05 銭
	袋の大きさが縦30 cm以上40 cm未満であって、かつ、横が20 cm以上30 cm未満のもの	1袋につき 8円75 銭
	袋の大きさが縦30 cm以上40 cm未満であって、かつ、横が30 cm以上40 cm未満のもの	1袋につき 10円75 銭

【愛知県毛織物業の最低工賃】（平成29年3月23日限り廃止）（効力発生日 平成11年4月30日）

* 品目欄、糸の規格欄及び織り方の規格欄に掲げる区分に応じ、織布1mにつき金額欄に掲げる金額

品 目	糸の規格				織り方の規格			金 額
	種 類	太 さ	単・双糸の別	2.54 cm当たりのよこ糸の本数	そうこう枚数	仕掛 けの長さ	織上げ幅	
紳士服地(無地のものを除く。)	そ毛糸	48番手	双糸	68本	ドビー8枚	180m	155 cm以上	241 円
無地服地	そ毛糸	48番手	双糸	68本		360m		176 円
婦人服地(無地のものを除く。)	そ毛糸	48番手	双糸	55本		180m		171 円
	紡毛糸	14番手	単糸	34本		180m		153 円